

資料編

第1 三鷹市基本構想

長年にわたって三鷹のまちを育んできた全ての人々の情熱と努力を礎に、このまちが更なる飛躍と発展を遂げるため、未来志向の「あすへのまち三鷹」の歩みを進めます。

世界に目を向けると、各地で戦禍が止まず、平和への道のりは厳しいと言わざるを得ません。地域社会では、少子高齢化や価値観の多様化、頻発する自然災害、デジタル社会の進展などに伴う新たな課題が顕在化しています。このような時代であるからこそ、私たちは日本国憲法が掲げる平和で一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を普遍的な願いとし、協働とコミュニティに根ざす市民自治を推進して、誰もが自分らしく生き、暮らしやすさを実感できるまちをつくり、次世代に継承していかなければなりません。

ここに、三鷹市自治基本条例に基づき、市民、事業者等、市議会、市長等がそれぞれの役割を担いながら、ともに「あすへのまち三鷹」を着実に進展させていくため、市の最上位計画として三鷹市基本構想を定めます。

1 基本目標

平和の希求、人権の尊重、自治の推進を基調とした「あすへのまち三鷹」をまちづくりの目標とします。

2 目標年次

おおむね2050年を目標年次とします。

3 政策

誰一人取り残さず、いつまでも暮らし続けることができる「高環境・高福祉のまちづくり」を、「あすへのまち三鷹」に向けた政策の柱とします。

(1) 「高環境のまちづくり」

災害に強く、快適で活力があり、人と環境が調和した緑と水の公園都市をつくりまします。

(2) 「高福祉のまちづくり」

人がつながり、いきいきと安心して暮らすことができる、文化の薫りが高い地域社会をつくりまします。

4 「高環境・高福祉のまちづくり」を進める施策

「高環境・高福祉のまちづくり」を9つの施策により推進します。

(1) 日々の暮らしの基盤となる平和・人権のまち

平和への思いを次世代へと継承し、いかなる理由によっても誰もが不当な差別を受けることがない、世界に開かれた一人ひとりが尊重されるまちをつくりまします。

(2) 魅力あふれる活力・にぎわいのまち

農業、工業、商業等の地域産業や都市型観光が活力をもって発展し、魅力に

あふれ人が集う、にぎわいのあるまちをつくります。

(3) 地域の特性が生きる緑豊かで快適空間のまち

自然と調和した景観や、道路・交通環境が充実したより緑豊かで快適な都市基盤をもつ、うるおいと利便性に満ちたまちをつくります。

(4) 生命と暮らしを守る防災・減災・安全安心のまち

様々な自然災害や多様化する犯罪から、市民一人ひとりの生命と暮らしを守るまちをつくります。

(5) 持続可能な社会を実現する環境・循環のまち

地球環境保全のため、人と自然の共生や自然と暮らしの調和に向けて地域から取り組む脱炭素型・循環型のまちをつくります。

(6) 誰もが安心して暮らせる健康・福祉のまち

一人ひとりに寄り添いながら暮らしを支援し、地域で支え合う、誰もが安心して健康に暮らせるまちをつくります。

(7) 個性が輝き笑顔あふれる子ども・教育のまち

子育てや教育の環境が充実し、未来を自らの力で切り拓き歩いていく子どもの成長を地域全体で支え、育むまちをつくります。

(8) 心豊かに生きがいを高める生涯学習・スポーツ・芸術・文化のまち

芸術・文化活動の支援、学びとスポーツの環境の充実により、一人ひとりの創造性と豊かさをひろげ、心と体の健康を高めるまちをつくります。

(9) いきいきと暮らせるコミュニティ・自治のまち

人と人、人と地域がつながり、公正で効率的かつ透明な自治体経営を基盤とした、市民満足度の高いまちをつくります。

5 施策を推進するための視点

将来的な人口減少や人口構成の変化を見据え、多様化、複雑化する行政課題に計画的に対応するとともに、緊急時には機動性を発揮できるよう、6つの視点をもって、施策を推進します。

(1) 「選択と集中」の視点

重点施策の優先化と事業の評価検証により、限られた財源を有効に活用します。

(2) デジタル技術活用の視点

行政サービスのデジタル化と情報公開により、情報格差に配慮しながら利便性と透明性を高めます。

(3) 個人情報保護と情報セキュリティの確保の視点

セキュリティの徹底により、個人情報をより厳格に保護するとともに、市の情報を安全に管理します。

(4) 多様なパートナーシップによる参加と協働の視点

市民、関係機関及び事業者等との連携により、多様な地域課題を解決します。

- (5) 行政課題の特性に応じた柔軟な組織体制の視点
 臨時的、横断的な組織体制等により、多様な行政課題に柔軟に対応します。
- (6) 行財政改革の推進と事務の適正化の視点
 サービスの質と量の最適化と適正な事務執行により、市政への信頼を高めま
 す。

新しい三鷹の創造



第2 三鷹市基本構想及び第5次三鷹市基本計画策定までの主な取組

2022（令和4）年度の取組

1 「第5次三鷹市基本計画策定に向けた市民満足度調査」の実施

（2022（令和4）年10月）

多面的・多層的な市民参加の推進と第5次三鷹市基本計画の策定及び今後の行政サービスの質の向上の基礎資料とするため、市の行っている各施策に対する市民の満足度やニーズを調査した。無作為抽出によって選ばれた満15歳以上の市民の方3,500人に調査票を郵送し、1,529人から回答を得た。

「第5次三鷹市基本計画策定に向けた市民満足度調査報告書」は、
右記2次元コードのとおり



2 「三鷹を考える基礎用語事典2022」の発行（2022（令和4）12月）

市民との市政に関する情報の共有を図るとともに、第5次基本計画の策定における基礎資料として発行した。

「三鷹を考える基礎用語事典2022」は、右記2次元コードの
とおり



3 三鷹市市民参加でまちづくり協議会*「政策提案（1次提案）」の受領

（2023（令和5）年3月）

市民参加でまちづくり協議会から「政策提案（1次提案）」を受領した。

※市民参加でまちづくり協議会の詳細は、「第5 市民参加でまちづくり協議会」に掲載

2023（令和5）年度の取組

1 市民ワークショップの開催（2023（令和5）年6月）

無作為抽出で選ばれた1,800人のうち、承諾のあった84人の市民のみなさまに、4つのテーマ（「住みよいまち」「魅力あふれるまち」「地球や人にやさしいまち」「生きがいを感じるまち」）に分かれて、「20年後の三鷹のまち～こんな三鷹になったらいいな～」を共通テーマとして話し合いを行った。

ワークショップの様子は、右記
2次元コードのとおり



ワークショップの様子

2 「三鷹市基本構想に関する基本方針」の策定（2023（令和5）年6月）

策定作業を進める指針として、三鷹市基本構想策定に向けた基本的な考え方や留意事項等を取りまとめて提示した。

「三鷹市基本構想に関する基本方針」の全文は、右記2次元コードのとおり



3 三鷹市市民参加でまちづくり協議会「政策提案（最終提案）」の受領（2023（令和5）年7月）及び同協議会との意見交換（2023（令和5）年10月～11月）

第5次三鷹市基本計画に市民の多様な意見やアイデアを反映するために活動した協議会の集大成である政策提案を受領した。また、政策提案について、基本計画への反映に向けた意見交換会を28回実施した。

「政策提案」は、右記2次元コード内「みたか e-book ポータル」のとおり



最終報告会での様子

4 「三鷹市将来人口推計」の作成（2023（令和5）年9月）

第5次三鷹市基本計画の策定及び各個別計画の改定における基礎資料とするため、三鷹市の人口規模、年齢構成、世帯分類等について、2023（令和5）年1月1日の住民基本台帳人口を基準人口とし、2050（令和32）年までの将来推計をまとめた。

「三鷹市将来人口推計」の内容は、右記2次元コードのとおり



5 「第5次三鷹市基本計画策定に向けた基本方針」の策定（2023（令和5）年9月）

策定作業を進める指針として、第5次三鷹市基本計画策定に向けた基本的な考え方や留意事項等を取りまとめて提示した。

「第5次三鷹市基本計画策定に向けた基本方針」は、右記2次元コードのとおり



6 「三鷹市基本構想（案）」の確定（2023（令和5）年9月）とパブリックコメントの実施（2023（令和5）年10月）

三鷹市市民参加でまちづくり協議会「政策提案（1次提案）」、「政策提案」及び市民ワークショップ（2023（令和5）年6月）での意見を踏まえ、「三鷹市基本構想（案）」を確定し、パブリックコメントを実施した。10月6日～27日まで実施し、49人の方から131件の意見があった。いただいた意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表した。

パブリックコメントの結果は、右記2次元コードのとおり



7 三鷹市議会への議案「三鷹市基本構想」提出（2023（令和5）年12月）

パブリックコメント等の意見を反映し、三鷹市議会へ議案「三鷹市基本構想」を提出した。

8 「第5次三鷹市基本計画（1次案）」の確定（2023（令和5）年12月）と広報みたか特集号によるアンケートの実施（2024（令和6）年1月）

三鷹市市民参加でまちづくり協議会「政策提案」や同協議会との意見交換を踏まえ、「第5次三鷹市基本計画（1次案）」を確定した。

また、広報みたか特集号により1次案に対するアンケート調査を実施した。同調査の回答総数は593件であった。設問のうち、「優先的に取り組んだ方がよいと思う第5次基本計画に掲げる施策」は、「生命と暮らしを守る防災・減災・安全安心のまち」が最も多かった。

アンケート調査の結果は、右記2次元コードのとおり



9 各市民会議・審議会などによる計画策定に向けた提案

各市民会議・審議会などで、基本計画について検証、提案を行った。

10 「三鷹市基本構想」の確定（2024（令和6）年3月）

2023（令和5）年12月に市議会へ提出した議案「三鷹市基本構想」は、市議会において議論が行われ、当該構想に対する修正案が議決され、「三鷹市基本構想」が確定した。

基本構想全文は、右記2次元コードのとおり



2024（令和6）年度の取組

1 「第5次三鷹市基本計画（2次案）」の確定とパブリックコメントの実施 （2024（令和6）年3月～4月）

「財政フレーム」、「第4次三鷹市基本計画（第2次改定）の達成状況」、「教育大綱」を盛り込んだ「第5次三鷹市基本計画（2次案）」を公表した。

3月29日（金）～4月21日（日）にパブリックコメントを実施し、13人の方から69件の意見があった。意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表した。

パブリックコメントの結果は、右記2次元コードのとおり



2 「第5次三鷹市基本計画」の確定（2024（令和6）年6月）

2次案に対するパブリックコメントや市民会議・審議会等の意見などを踏まえ、6月末に「第5次三鷹市基本計画」を確定した。

確定した「第5次三鷹市基本計画」の概要等については、7月14日（日）に「広報みたか特集号」を発行し、広く市民への周知を図る。

第3 三鷹市基本構想及び第5次三鷹市基本計画策定の経過

年度	令和4年度												
	～10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
概要						マチコエ政策提案 第1次提案受領	市長・市議会議員選挙		基本構想に関する基本方針の確	議会報告	マチコエ政策提案（最終提案）受領	基本構想（案）の確定	議会報告
												第5次基本計画に関する基本方針の確定	議会報告
市民参加等	●市民満足度調査の実施				●市民満足度調査報告書				●市民ワークショップ				
			●「三鷹を考える基礎用語事典2022」発行										
			中間報告に向けた職員との意見交換		マチコエ全体会（中間報告会）		政策提案に向けた職員との意見交換		マチコエ全体会（最終報告会）				
	市民参加でまちづくり協議会（マチコエ）の活動												

●三鷹市将来人口推計

第4 第5次三鷹市基本計画と個別計画について

三鷹市自治基本条例第 13 条第2項では、「基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない」と定めている。したがって、個別計画の改定についても法令等の定めがあるものを除き、第5次三鷹市基本計画と整合及び連動を図り、2024（令和6）年4月からの計画として2025（令和7）年3月に策定又は改定する。

個別計画は、基本計画に基づき策定する計画であり、各事業の目標やスケジュールなどを明確にし、簡素化を図りながらも実効性を重点に置いた実施計画の側面をもった計画とする。

【第5次三鷹市基本計画と同時に策定又は改定する個別計画一覧】

No	部	計画名称（計画名称は仮称のものを含む。）
1	企画部	三鷹市都市経営アクションプラン
2		男女及び多様な性の平等参画のための三鷹市行動計画
3		スマートシティ三鷹構想
4	生活環境部	三鷹市コミュニティ推進計画
5		三鷹市環境基本計画
6		三鷹市ごみ処理総合計画
7		三鷹市農業振興計画
8		三鷹市産業振興計画
9	スポーツと文化部	三鷹市生涯学習プラン
10		三鷹市スポーツ推進計画
11	健康福祉部	三鷹市健康福祉総合計画
12	子ども政策部	三鷹市子ども総合計画（令和7年度～）
13	都市整備部	三鷹市土地利用総合計画
14		三鷹市まちづくり拠点形成計画
15		三鷹市景観づくり計画
16		三鷹市緑と水の基本計画
17		三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想
18		三鷹市公共施設等総合管理計画
19		三鷹市下水道経営計画
20	都市再生部	三鷹市交通総合協働計画
21		三鷹市住宅マスタープラン（令和7年度策定）
22	教育部	三鷹市教育ビジョン
23		三鷹市教育支援プラン
24		三鷹市立図書館の基本的運営方針
25		みたか子ども読書プラン

※ まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づく「市町村まち・ひと・しごと総合戦略」は、第5次三鷹市基本計画を同総合戦略としても位置付ける。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の3に基づく「教育・学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱」については、第5次三鷹市基本計画に含める形で策定する。

第5 三鷹市市民参加でまちづくり協議会について

- 1 市民参加でまちづくり協議会～Machikoe（マチコエ）～とは
三鷹市基本構想や第5次三鷹市基本計画の策定に向けて、市民の皆さんと一緒に魅力と活力のある三鷹を目指すための新たな取組として、2021（令和3）年度に市が設置した協議会である。

公募等で集まった市民ボランティアである協議会メンバーが、テーマ別の部会・グループに所属し、様々な手法を用いてまち（市民）の声を聴き、部会・グループでのディスカッションを通して、未来に向けたまちづくりのアイデアを提案した。合計473人もメンバーが参加し、2023（令和5）年12月末日で、協議会の活動期間（協議会メンバーの任期）は終了した。

愛称の「Machikoe（マチコエ）」は、市民からの応募に対し、協議会メンバーの投票により決定したものである。

- 2 組織・体制

メンバーはテーマ別に分かれた7つの部会、23のグループに分かれて活動を行った。また、協議会メンバーの活動をサポートするために、企画部参加と協働推進室が事務局を担った。



- 3 参加と協働拠点施設

協議会メンバーの活動場所として、三鷹駅前に、参加と協働拠点施設 Machikoe を設けた。施設内にフリーWi-Fiを設置し、オンラインを用いたハイブリッド会議を行えるようにするなど、活動に参加しやすい環境を整備した。

- 4 活動のスケジュール

2020（令和2）年6月に、参加と協働支援チーム準備会を立ち上げ、協議会の活動方針等の検討を行った。2021（令和3）年4月に協議会を設置し、その後、愛称募集、メンバー募集を経て、同年10月に設立総会を開催した。活動が本格的にスタートしてからは、協議会メンバーを集めた全体会を定期的に行い、2023（令和5）年12月に活動を終え、解散した。

- 5 政策提案

2023（令和5）年7月8日に開催された市民参加でまちづくり協議会第4回全体会（最終報告会）にて、協議会の活動の集大成となる政策提案（最終提案）が市に提出された。政策提案は本編・資料編の2部構成となっており、本編には政策提案の内容を、資料編には本編の補足資料となる、部会・グループの活動記録やまち（市民）の声を聴く活動の結果等を記載している。

政策提案に掲げるさまざまな施策や事業は、第5次三鷹市基本計画及び各個別計画において反映を検討する。



- 6 活動報告書「マチコエ800日の軌跡～挑戦と葛藤、そして未来へ～」

協議会のこれまでの活動内容等を広く市民の皆さんに知ってもらうため、活動記録をまとめた活動報告書で、政策提案の提出までの活動の軌跡を記載している。



第6 三鷹市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民及び市民自治（第4条—第6条）

第3章 市議会（第7条・第8条）

第4章 執行機関（第9条—第11条）

第5章 市政運営（第12条—第28条）

第6章 参加及び協働（第29条—第35条）

第7章 政府間関係（第36条—第38条）

附則

主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。

市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。

三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。

私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (2) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動

を営む団体をいう。

(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。

(条例の最高規範性等)

第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。

2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。

第2章 市民及び市民自治

(地域における市民の権利、責務等)

第4条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。

2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。

3 市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。

(市政における市民の権利、責務等)

第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。

2 市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。

3 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

(事業者等の権利、責務等)

第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。

2 事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。

第3章 市議会

(市議会の役割、責務等)

第7条 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市

民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。

(市議会の立法活動、調査活動等)

第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。

第4章 執行機関

(市長の責務)

第9条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

(執行機関の連携及び協力)

第10条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

(補佐職の設置等)

第11条 市長は、副市長等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。

第5章 市政運営

(市の率先行動の基本原則)

第12条 市は、国が批准した国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するため、市の役割と責任を明確にし、率先して行動するよう努めるものとする。

(基本構想及び基本計画の位置付け等)

第13条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。

2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。

(情報公開等)

第14条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加及び公正かつ民主的な市政運営の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開及び情報提

供を行わなければならない。

(個人情報保護)

第 15 条 市は、市民の基本的な人権を守るため、個人情報の適正な保護を行うとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示と適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。

(パブリックコメント)

第 16 条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長等の考え方を公表しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りでない。

(説明責任)

第 17 条 市長等は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(要望、苦情等への対応)

第 18 条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。

2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。

3 市長等は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表する。

(オンブズマン)

第 19 条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正かつ透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）を設置する。

2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは当該制度の改善に関する提言を行うことができる。

3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関しその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。

(職員及び組織)

第 20 条 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。

2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚

し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。

3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。

(適法・公正な市政運営)

第 21 条 市政運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。

(政策法務)

第 22 条 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。

2 市は、この条例並びに第 13 条第 1 項に規定する基本構想及び基本計画の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。

(行政サービス提供の基本原則)

第 23 条 市長等は、行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならない。

(自治体経営)

第 24 条 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。

2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。

3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化を図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。

(行政評価)

第 25 条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。

(監査)

第 26 条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。

(出資団体等)

第 27 条 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる。

2 市長等は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。

3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べるることができる。

(危機管理)

第 28 条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

第6章 参加及び協働

(計画の策定過程等)

第 29 条 市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画（以下「計画等」という。）の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。

2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。

(市民会議等の設置及び運営)

第 30 条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等（以下「市民会議等」という。）を設置することができる。

2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。

3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議を公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(コミュニティ活動)

第 31 条 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよう、活動拠点となるコミュニティ・センター及び地区公会堂（以下「コミュニティ施設」という。）の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携したまちづくりを進めるものとする。

2 コミュニティ施設は、市民の、市民による、市民のための施設として、市民の自由及び責任を基調とした管理運営が行われなければならない。

(協働のまちづくり)

第 32 条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。

2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。

(学校と地域との連携協力)

第 33 条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

2 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。

(出資団体及び他の官公庁との連携等)

第 34 条 市長等は、市の出資団体及び他の官公庁と連携し、総合的なまちづくりの推進を図るとともに、必要に応じ、協議会等を設置し、まちづくりの推進に関する協定等を締結することができる。

(住民投票)

第 35 条 市内に住所を有する年齢満 18 歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、第 1 項の請求を受理した日から 20 日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 前 3 項に掲げるもののほか、第 1 項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第 74 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで並びに第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例による。

第 7 章 政府間関係

(国、東京都等との政府間関係)

第 36 条 市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等（以下「国等」という。）との適切な政府間関係の確立が図られるよう、国等に対し制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民及び事業者等と連携協力し、自治基盤の強化に努めなければならない。

（他の自治体等との連携）

第 37 条 市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければならない。

（海外の自治体等との連携及び国際交流の推進）

第 38 条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 12 日条例第 3 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

※各条文に関する説明は、右記 2 次元コードとおり



第7 市の憲章・宣言等

市の憲章、宣言の詳細は2次元コードのとおり

(1) 市の憲章

- ア 三鷹市民憲章
- イ 三鷹市女性憲章
- ウ みたか高齢者憲章
- エ 三鷹子ども憲章



(2) 市の宣言

- ア 世界連邦都市宣言
- イ 交通安全都市宣言
- ウ 三鷹市健康都市宣言
- エ 三鷹市非核都市宣言
- オ 三鷹市生活と仕事の調和推進宣言
- カ 三鷹市ゼロカーボンシティ宣言



